

八尾市条例第21号

八尾市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念に基づき、犯罪被害者等に寄り添い迅速かつ身近な支援を行うことで犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の援助を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

(支援の実施)

第4条 市は、基本理念に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪

被害者等支援の必要性についての理解並びに市の施策実施に対する協力を求めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第5条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題に対する相談への対応、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等から犯罪被害者等支援に関する相談に応ずるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給等)

第6条 市は、犯罪被害者等が生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により受けた身体的又は精神的な苦痛を慰謝するため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等が犯罪に起因する心身の疾病等の理由により見舞金の支給に必要な書類の提出が困難な場合であって犯罪被害者等の同意があるときは、市町村長に対し、戸籍に関する証明書等の見舞金の支給に必要な書類の交付を求めることができる。

3 市は、犯罪被害者等の責めに帰すべき行為があったとき、又は見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるときは、見舞金を支給しないことができる。

4 市は、見舞金の支給の後において、前項に規定する見舞金の不支給事由があることが判明したとき、又は犯罪被害者等が偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたことが判明したときは、見舞金を返還させることができる。

(居住の安定に向けた支援)

第7条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、住宅確保の支援及び情報提供を行うほか、必要な施策を実施するものとする。

(雇用の安定に向けた支援)

第8条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、就労支援を行うほか、必要な施策を実施するものとする。

(安全の確保に向けた施策)

第9条 市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報
の適切な取扱いを確保するほか、必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要
性等について、広報及び啓発を行うものとする。

(関係機関等との連携協力)

第11条 市は、犯罪被害者等支援を効果的に行うため、犯罪被害者等の同意
を得て、関係機関等と連携協力を行うものとする。

(支援の制限)

第12条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合
又は犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合であって、犯罪被害者等支援を行
うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、支援を行わないことが
できる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。